

日本年金機構からのお知らせ

ご自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか？

「ねんきんネット」とは、インターネットを通じて、ご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24 時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

●「ねんきんネット」でできること

◇年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録や勤めた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

◇将来受け取る年金見込額の試算

働きながら年金を受給した場合や受給を早めた場合、遅らせた場合など様々な条件で試算ができます。

◇通知書の確認

電子版「ねんきん定期便」や年金の支払いに関する通知書などを確認できます。

◇各種通知書の再交付申請

国民年金保険料控除証明書や公的年金の源泉徴収票などの再発行申請ができます。

アクセスキーがあれば「ねんきんネット」のご利用登録は簡単！

利用登録には、アクセスキー・基礎年金番号・メールアドレスなどを入力するだけ！年金事務所へご連絡いただければ、すぐにアクセスキーを送付いたします。

マイナポータルからも登録ができます！

パソコンもしくはスマートフォンからマイナポータルにログインし、「年金記録・見込額を見る」から「ねんきんネット」への連携手続きを行ってください。マイナンバーカードの用意と4桁の暗証番号、メールアドレスの入力が必要です。

★ 「ねんきんネット」に関するお問合せ ★

◇竜王年金事務所：☎055-278-1100

音声案内「5」を選択してください。

基礎年金番号をお手元に控えてご連絡ください。

11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

国民年金保険料に納め忘れはありませんか？ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納められた保険料の全額です。令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

そのため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（上記①の対象者を除く）

ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

納付書の再発行・社会保険料控除証明書の発行については
竜王年金事務所 国民年金課（☎055-278-1104）へご連絡ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくある質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載されていますので、ぜひご利用ください。また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されています。お電話でのお問い合わせは、下記までお願いします。

★ 社会保険料控除証明書に関するお問合せ ★
◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004
< 受付可能時間 >
・月曜日～金曜日 午前8：30 ～ 午後7：00
・第2土曜日 午前9：30 ～ 午後4：00